

令和6年12月27日
 老健局高齢者支援課
 課長 峰村 浩司
 高齢者虐待防止対策専門官
 乙幡 美佐江
 係員 大西 一輝
 (代表電話) 03(5253)1111(内線 3995)
 (直通電話) 03(3595)2888

報道関係者 各位

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

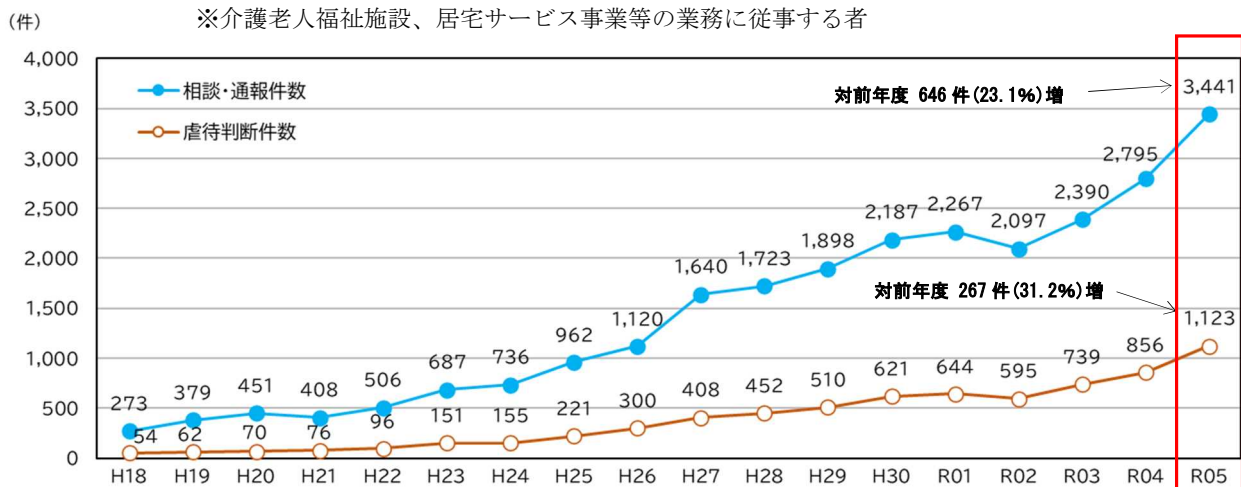
厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づく令和5年度の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成19年度から毎年度行われており、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果(相談・通報件数等)】

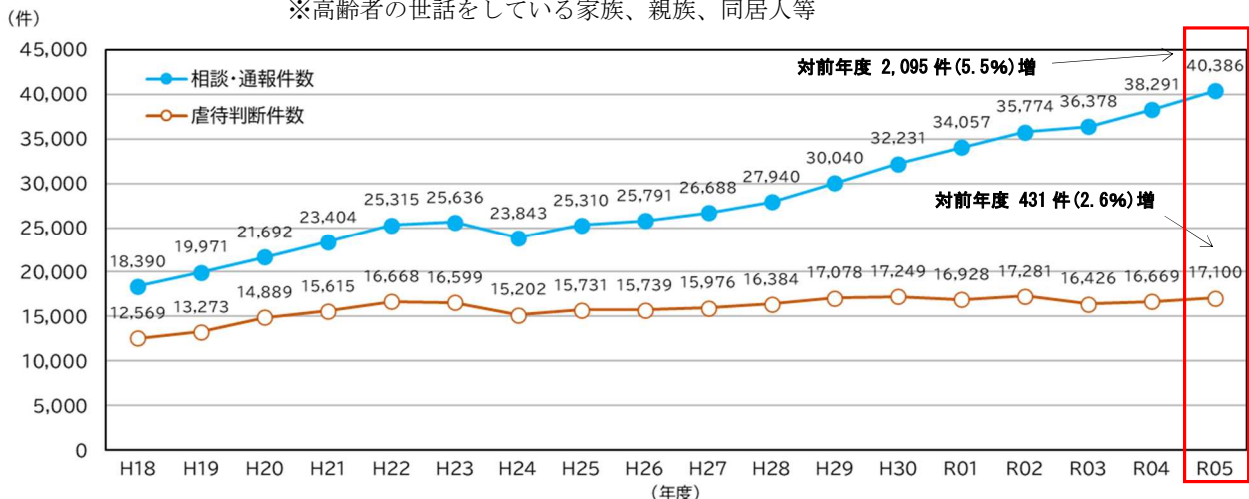
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



【主なポイント】

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、3,441件（対前年度646件(23.1%)増）。※過去最多で3年連続増加
虐待判断件数は、1,123件（対前年度267件(31.2%)増）。※過去最多で3年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（28.7%）が最も多く、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（51.3%）が最も多く、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）の順。
- 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（77.2%）で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が（67.9%）、「職員の倫理観・理念の欠如」が（66.8%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（31.3%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.0%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（13.9%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、5件（5人）。

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、40,386件（対前年度2,095件(5.5%)増）。※過去最多で11年連続増加
虐待判断件数は、17,100件（対前年度431件(2.6%)増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（34.3%）が最も多く、介護支援専門員（24.8%）、家族・親族（7.5%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（65.1%）が最も多く、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（38.7%）が最も多く、夫（22.8%）、娘（18.9%）の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（56.4%）が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」（54.8%）、「理解力の不足や低下」（47.7%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、27件（27人）。

■今年度の調査結果の傾向分析

- 今年度の調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合(資料1, p2 図3) や再発事案(資料2, p5 表9) の増加が確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待判断件数が増加した要因は、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられる(資料2, p34-36)。
- 被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が確認されたが(資料1, p4 図4)、前年度と比べ1件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられる。また、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していることが確認された(資料2, p32-33)。

■調査結果を受けた対応と今後の対応

(1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、本日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」(別添資料)を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。
 - ① 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
 - 今年度から虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること(研修等の未実施は来年度から適用)
 - 今年度から訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
 - 今年度から短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること(1年間の経過措置期間あり) 等
 - ② 施設・事業所における適切な金銭管理等について

(2) 調査研究の結果の公表等及び「高齢者虐待対応マニュアル」*の改訂

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、その結果を報告書としてとりまとめ、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- さらに、年度内に「高齢者虐待対応マニュアル」*を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料の作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」*の別冊とするなど再構築を行い、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。

*「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂)

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、施設・事業所における高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。